

第一種感染症病床の整備に係る基準病床数の変更について

1 趣旨

第一種感染症指定医療機関は、ペスト、エボラ出血熱など感染力、重篤性等の観点から危険性が極めて高い一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等の患者等を入院させる施設であり、感染症法に基づき各都道府県に1か所（2床）の医療機関を知事が指定することとされている。

国内では、第一種指定医療機関は35都道府県で整備済（H24.4.1現在）であり、北陸3県では、福井県は福井県立病院に2床整備済みであり、石川県では、石川県立中央病院の新築に併せて整備予定である。

今回、富山県においても、第一種感染症指定医療機関を指定し、一類感染症発生時の入院及び医療体制を確保する。

2 施設基準（指定要件）

病室	<ul style="list-style-type: none"> ・前室を有する個室 ・他の区域とは独立した給気設備 ・それぞれの病室ごとに行われる排気設備 ・専用の排水処理設備 ・陰圧制御が可能 ・病室床面積15m²以上、天井高2.4m以上 ・病室内にシャワー・トイレ設置 など
病院設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね300床以上 ・内科、小児科、外科（それぞれに常勤医師） ・感染症の医療の経験を有する医師が常時勤務 ・重症の救急患者に対し医療を提供する体制が常に確保 ・院内感染対策委員会が設置され、専任の院内感染対策を行う者が配置 など

3 指定医療機関（予定）

今年度、富山県立中央病院に2床を整備

4 感染症病床の基準病床数の変更（案）

従前	変更後
20床	22床